

小樽市高齢者保健福祉計画
小樽市介護保険事業計画
(平成30～32年度)

(素案・概要版)



平成29年12月

小樽市

目 次

1	計画策定の趣旨及び目的	1
2	介護保険法等の一部改正の概要	1
3	計画期間	2
4	基本理念	2
5	計画目標	2
6	日常生活圏域	3
7	高齢化の現状と将来推計	3
8	高齢者保健福祉施策	4
9	介護保険対象サービスの見込み量	5
10	地域支援事業	6
11	給付適正化事業	7
12	給付費の見込みと保険料	8

1 計画策定の趣旨及び目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組が求められます。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととされ、高齢者施策の体系的推進と円滑な実施の実現を目標として策定するものです。

2 介護保険法等の一部改正の概要

「地域包括ケアシステム」の深化・推進及び介護保険の持続可能性確保のため、平成29年度の介護保険法改正では、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進、高齢者を含む地域のあらゆる住民が、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けた取組の推進を目的として介護保険制度の見直しが行われました。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ア 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載し、達成状況を公表及び報告
 - イ 財政的インセンティブの付与の制度化
- ② 医療・介護連携の推進等
 - ア 日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」の創設。
 - イ 現行の介護療養病床の経過措置期間を6年間延長（平成35年度末まで）
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ア 「わが事・丸ごと」を地域福祉推進の理念とし、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決が図られることを目指す。
 - イ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスを位置づける

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 現役世代並みの所得がある人の利用者負担割合の見直し
 - ◇現行2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（平成30年8月～）
- ② 介護納付金における総報酬割の導入
 - ◇各医療保険者が「加入者数に応じて負担」していた第2号被保険者の保険料（介護納付金）を、被用者保険間では「報酬額に比例した負担」とする（平成29年8月分より段階的に実施）

3 計画期間

計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間とします。

4 基本理念

今後、高齢化が一層進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、計画を着実に推進していく必要があります。こうした状況を踏まえ本計画では、

ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち

を本計画の基本理念とします。

5 計画目標

基本理念の実現にあたり、次の4点を今後3年間の計画目標とします。

(1)健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持って毎日を楽しく過ごすため、健康教育やがん対策、生活習慣病対策、精神保健対策などに取り組みます。また、生きがいと健康づくりのため、社会参加への支援やスポーツ教室事業など、健康づくりの推進に取り組みます。

(2)環境づくり

地域において、それぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活を実現されることが、保健・医療・介護などのサービス提供の前提となることから、高齢者の住まいが地域のニーズに応じて適切に供給される環境づくりに取り組みます。

(3)介護給付等対象サービスの充実

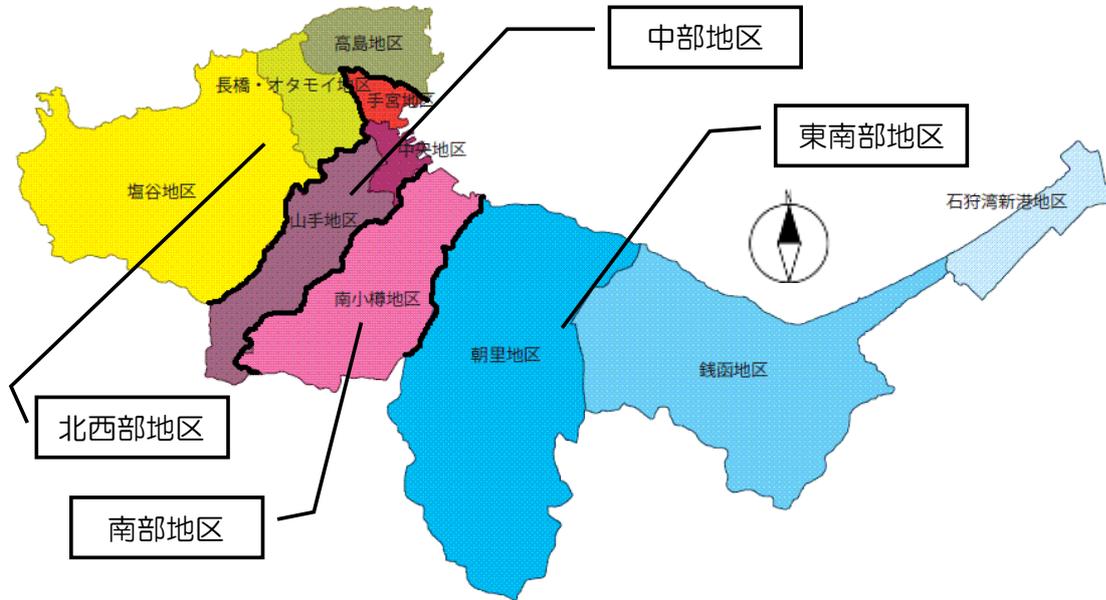
高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービスなどのサービス提供や在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の整備に取り組みます。

(4)自立支援・重度化防止に向けた地域支援事業の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、改善、重度化防止の取組を推進し、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、多様な生活支援の充実や在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などに取り組みます。

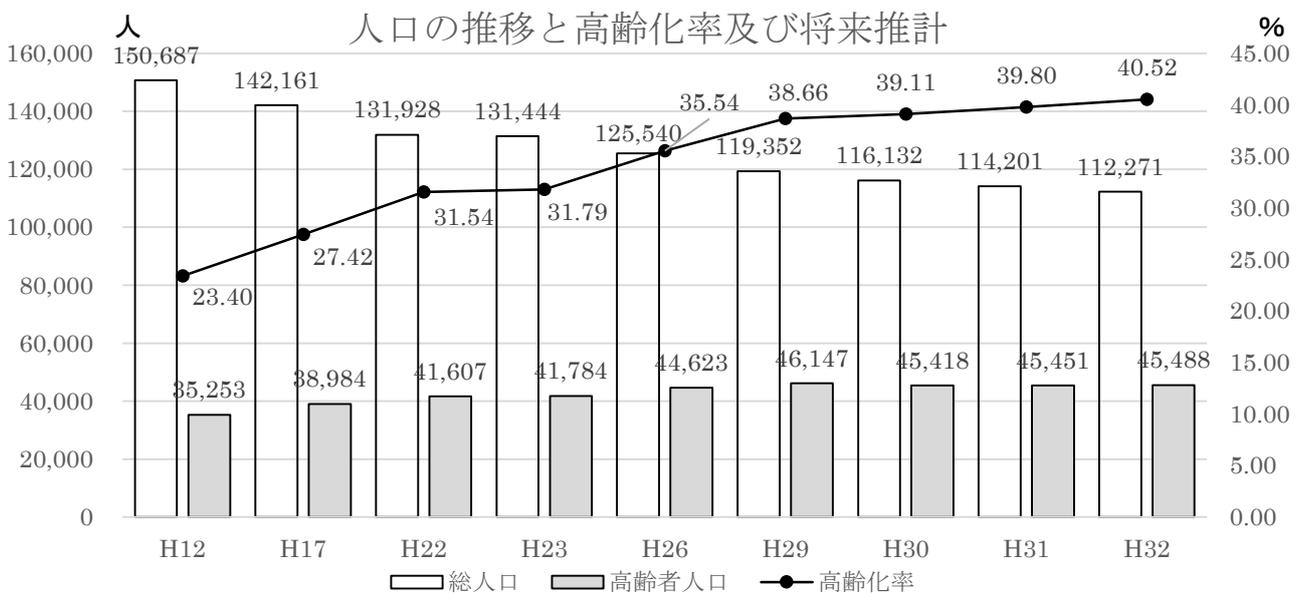
6 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を検討促進していきます。本市の日常生活圏域は、下図の4圏域を設定します。



7 高齢化の現状と将来推計

(1) 人口の推移及び高齢化率と将来推計



※H12～H22 は国勢調査。H23、H26、H29 は住民基本台帳（9月末現在）
H30～H32 は平成 27 年国勢調査の性・年齢階級別人口をもとに平成 25 推計の国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)」における係数を用いて推計。

(2) 要介護（支援）者の推計

表3-12

要介護（支援）度別人数分布の推計

(単位：人)

区 分	要介護(支援)者の実績		要介護(支援)者の推計			
	平成29年度	構成比	平成30年度	平成31年度	平成32年度	構成比
65歳以上人口	46,147		45,418	45,451	45,488	
合 計	11,229	100%	11,302	11,433	11,584	100%
要 支 援 1	1,414	12.6%	1,433	1,442	1,457	12.6%
要 支 援 2	1,581	14.1%	1,570	1,590	1,621	14.0%
要 介 護 1	2,262	20.1%	2,302	2,356	2,417	20.9%
要 介 護 2	2,575	22.9%	2,656	2,736	2,812	24.3%
要 介 護 3	1,357	12.1%	1,361	1,385	1,407	12.1%
要 介 護 4	1,128	10.0%	1,123	1,132	1,145	9.9%
要 介 護 5	912	8.1%	857	792	725	6.3%

8 高齢者保健福祉施策

(1) 健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持って毎日を楽しく過ごすために、町内会、企業等の社会資源と協働して健康づくりに関する情報提供を充実し、市民の意識の高揚に努めます。

また、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの予防対策を推進するとともに、病気になっても重症化しないための健康づくりを支援する取組を進め、高齢者が感じている健康問題など将来の日常生活全般についての不安の解消やうつ病などについて早期発見・治療につながるよう精神保健対策についても取組を進めます。

- ① 健康教育
- ② がん対策
- ③ 生活習慣病対策
- ④ 精神保健対策
- ⑤ 生きがいと健康づくりの推進

(2) 環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉施設サービスの維持、住宅のバリアフリー化への支援などのほか、介護サービス等の公的なサービスと連携し、高齢者や障がい者に配慮した住宅の供給や整備に努めます。

また、地域（町会、老人クラブほか）や事業者等（新聞、郵便、宅配業者他）の連携による「高齢者見守りネットワーク」を推進します。

- ① 高齢者福祉施設サービスの維持
- ② 高齢者の住まいに関する支援
- ③ 高齢者の生活環境整備
- ④ 高齢者に向けたサービス（介護保険以外）

9 介護保険対象サービスの見込み量

各年度のサービス見込み量は平成27年、28年度の実績と利用動向を勘案して以下のとおり見込んでいます。

(1)居宅介護(予防)サービス

区分			第6期	第7期			平成37年度
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問介護	介護	利用者数(人/月)	2,662	2,680	2,710	2,744	2,810
	予防	利用者数(人/月)	90				
訪問入浴介護	介護	利用者数(人/月)	46	50	50	50	50
	予防	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
訪問看護	介護	利用者数(人/月)	546	600	662	724	792
	予防	利用者数(人/月)	31	35	35	35	35
訪問リハビリテーション	介護	利用者数(人/月)	205	220	220	220	220
	予防	利用者数(人/月)	7	10	10	10	10
通所介護	介護	利用者数(人/月)	1,837	1,972	2,124	2,282	2,609
	予防	利用者数(人/月)	13				
通所リハビリテーション	介護	利用者数(人/月)	495	515	536	556	571
	予防	利用者数(人/月)	67	70	70	70	70
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護	利用者数(人/月)	273	296	323	347	362
	予防	利用者数(人/月)	3	3	3	3	3
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護	利用者数(人/月)	19	22	24	29	33
	予防	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
特定施設入居者 生活介護	介護	利用者数(人/月)	347	378	405	413	413
	予防	利用者数(人/月)	40	43	46	46	46
福祉用具貸与	介護	利用者数(人/月)	2,162	2,223	2,294	2,371	2,579
	予防	利用者数(人/月)	278	279	286	293	323
福祉用具購入費	介護	利用者数(人/月)	43	40	40	40	40
	予防	利用者数(人/月)	11	13	13	13	13
住宅改修費	介護	利用者数(人/月)	48	50	52	55	59
	予防	利用者数(人/月)	21	25	27	32	36
居宅療養管理指導	介護	利用者数(人/月)	638	645	662	687	719
	予防	利用者数(人/月)	12	14	14	15	17
居宅介護(予防)支援	介護	利用者数(人/月)	4,291	4,390	4,519	4,647	5,096
	予防	利用者数(人/月)	459	349	364	381	446
利用者見込合計	介護	利用者数(人/月)	13,612	14,081	14,621	15,165	16,353
	予防	利用者数(人/月)	1,032	842	869	899	1,000

※小樽市では介護予防給付の訪問介護・通所介護サービスは平成29年度より地域支援事業に移行しています。
平成29年度見込みには市外でのサービス利用者を含みます。

(2) 地域密着型介護(予防)サービス

区分			第6期	第7期			平成37年度
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	利用者数(人/月)	43	43	43	63	63
夜間対応型訪問介護	介護	利用者数(人/月)	1	5	5	5	5
地域密着型通所介護	介護	利用者数(人/月)	892	918	965	1,011	1,049
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	介護	利用者数(人/月)	70	73	76	77	81
	予防	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	介護	利用者数(人/月)	131	133	139	175	175
	予防	利用者数(人/月)	16	20	20	22	22
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	介護	利用者数(人/月)	723	730	730	730	730
	予防	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	介護	利用者数(人/月)	64	58	58	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	介護	利用者数(人/月)	76	76	76	100	105
利用者見込合計	介護	利用者数(人/月)	2,000	2,036	2,092	2,219	2,266
	予防	利用者数(人/月)	17	22	22	24	24

(3) 施設サービス

区分			第6期	第7期			平成37年度
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護老人福祉施設(特養)	介護	利用者数(人/月)	523	550	550	550	550
介護老人保健施設(老健)	介護	利用者数(人/月)	522	522	522	522	522
介護療養型医療施設	介護	利用者数(人/月)	101	85	85	85	※
介護医療院	介護	利用者数(人/月)	—	0	0	0	85
利用者見込合計	介護	利用者数(人/月)	1,146	1,157	1,157	1,157	1,157

※介護療養型医療施設は平成35年度末で廃止予定

10 地域支援事業

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活が継続できるよう支援を行うサービスを提供するものです。

(1) 新しい総合事業

従来介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する介護予防・生活支援サービス事業のほか、全ての高齢者を対象に高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持推進を図ります。

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業
 - ア 介護予防普及啓発事業
 - イ 地域介護予防活動支援事業
 - ウ 介護予防事業評価事業

(2) 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、市内4カ所に設置している「地域包括支援センター」の体制強化により機能の充実を図るほか、地域包括ケアシステム構築推進のため、以下の包括的支援の推進に努めます。

- ① 地域包括支援センター事業
- ② 包括的支援事業
 - ア 介護予防ケアマネジメント事業
 - イ 総合相談事業
 - ウ 権利擁護事業
 - エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - オ 地域ケア会議の充実力 在宅医療・介護連携の推進
 - キ 認知症施策の推進
 - (ア) 認知症初期集中支援チームの設置
 - (イ) 認知症地域支援推進員の配置
 - ク 生活支援サービスの体制整備

(3) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、高齢者及び介護者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

- ① 介護給付等費用適正化事業
- ② 家族介護支援事業
 - ア 家族介護教室
 - イ 家族介護慰労金支給事業
 - ウ 介護用品助成事業
- ③ その他の任意事業
 - ア 成年後見制度利用支援事業
 - イ 住宅改修支援事業
 - ウ 認知症高齢者見守り事業
 - エ 地域自立生活支援事業
 - オ 在宅復帰支援型ヘルパー派遣事業

1 1 給付適正化事業

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことを目的とします。これまでの実施状況等を踏まえ、以下の事業について保険者として効率的・効果的な適正化事業の推進を図るものです。

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知
- ⑥ 給付実績の活用

1 2 給付費の見込みと保険料

(1) 保険給付費等の見込み

各年度の保険給付費等の見込みとその財源は、次のとおりです。

<支出>

(単位:千円)

区 分	第7期事業計画			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3か年計
①居宅費用	5,379,886	5,586,709	5,742,406	16,709,001
②地域密着型費用	3,670,737	3,724,636	3,952,366	11,347,739
③施設費用	3,569,511	3,569,511	3,569,511	10,708,533
④その他費用	905,015	910,177	915,480	2,730,672
保険給付費(①~④) 計	13,525,149	13,791,033	14,179,763	41,495,945
⑤地域支援事業費	757,019	765,319	773,715	2,296,053
合 計	14,282,168	14,556,352	14,953,478	43,791,998

<収入>

(単位:千円)

区 分	第7期事業計画			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3か年計
①介護保険料(第1号被保険者)	2,921,297	2,923,433	2,925,784	8,770,514
②支払基金交付金等(第2号被保険者)	3,793,069	3,866,407	3,972,932	11,632,408
③国庫負担金	2,925,843	2,981,440	3,061,636	8,968,919
④国庫補助金(調整交付金)	1,102,300	1,117,074	1,157,069	3,376,443
⑤道負担金・道補助金	1,801,050	1,835,496	1,885,311	5,521,857
⑥市負担金	1,801,050	1,835,496	1,885,311	5,521,857
⑦介護給付費準備基金繰入金	0	0		0
⑧前年度繰入金	-	62,441	65,435	-
合 計	14,344,609	14,621,787	14,953,478	43,791,998

収支	62,441	65,435	0	0
----	--------	--------	---	---

(2) 介護保険料

① 保険料段階の設定について

介護保険料の段階設定については、第6期に国の基準変更や第5期保険料からの激変緩和を勘案し、10段階10区分に細分化しており、第7期も引き続き、きめ細やかな保険料設定を行うこととします。

② 保険料基準額

第7期の保険料基準額は、

「受給者数の自然増」

「第1号被保険者負担率が1%上昇したこと(22%→23%)」

などにより、第6期の月額5,800円から224円増額の6,024円程度と見込まれます。

また、推計により平成37年度の介護保険料は7,090円程度と見込まれます。

※12月時点の推計のため、介護報酬改定等により保険料基準額は変動します。

③ 公費による保険料負担軽減

低所得者の保険料負担に配慮するため、第1段階保険料については、国、道、市の公費により軽減を図る制度が平成27年度に施行されており、第7期においても同様の予定です。

これにより、第1段階の保険料率が0.5→0.45となります。

第7期介護保険料段階の考え方

区分	対象者	保険料設定方法	保険料年額 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 	基準額 ×0.45	32,529円 (2,710円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階対象者以外の本人及び世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方 	基準額 ×0.67	48,432円 (4,036円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階対象者以外の本人及び世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方 	基準額 ×0.75	54,216円 (4,518円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市民税非課税だが、市民税が課税されている世帯員がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 	基準額 ×0.9	65,059円 (5,422円)
第5段階 【基準】	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税だが、市民税が課税されている世帯員がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方 	基準額 ×1.0	72,288円 (6,024円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方 	基準額 ×1.2	86,745円 (7,228円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 	基準額 ×1.3	93,974円 (7,831円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方 	基準額 ×1.5	108,432円 (9,036円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上360万円未満の方 	基準額 ×1.6	115,660円 (9,638円)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が360万円以上の方 	基準額 ×1.8	130,118円 (10,843円)

(注)第1段階の保険料欄は、公費軽減措置実施後の料率と金額を記載しています。

※12月時点の推計のため、介護報酬改定等により変動します。